

財務省告示第三十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十八年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年一月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十八年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名				
輸入数量				
五	四	三	二	一
一一、一七一トン	一、一三四トン	一トン	四三トン	トン

二九	一八	二七	一六	一五	一四	三三	三三	一一	二九、九九七トン
八三一トン		ハトン	一一、三四四トン	二、四八五トン	トン	二一トン	四、一二四トン	六一トン	